

2. 監 事 の 意 見 書

農業災害補償法第40条第1項の規定により、平成29年4月21日理事より提出された平成28年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案について4月24日から25日に至る2日間に各事項の調査を遂げ、その正確適正なることを認めます。

平成29年5月24日

北海道ひがし農業共済組合

代表監事 久 保 義 則

監 事 山 本 志 伸

監 事 金 子 安 一